

ご質問と回答

	ご質問	回答
1	<p>【要項 7経費等 (4)廃棄物の項目】</p> <p>「販売した弁当の空き容器・使用済みの割りばし等の廃棄物は、販売ごとに回収し、…」とありますが、どのように回収するのですか。</p>	<p>販売場所にごみ袋等を設置し、使用済みの容器等は販売時間中に持ち込めば回収する旨を利用者にお伝えください（庁舎内を巡回して、個別に回収する必要はありません）。</p> <p>回収した使用済み容器等は当日の販売時間終了後に持ち帰り、各事業者の責任において適切に処分してください。</p>
2	<p>【要項 9 販売日等 (2)販売時間の項目】</p> <p>体調不良や悪天候等で販売に行かれない場合は、販売店に対してどのような対処をされていますか。（ペナルティーの有無等）</p> <p>当店はワンオペレーションの為、代替がきかないので懸念しています。</p>	<p>「運営期間中円滑に弁当等の販売を直接行えること」が応募条件になります。原則代替の方が販売する等の対応をお願いします。</p> <p>しかし、やむを得ない事情により販売を休止する場合はすみやかにご連絡ください。その場合におけるペナルティー等はありません。</p> <p>なお、販売にあたっては行政財産の目的外使用料を一括で前納していただきますが、事業者の事情により販売を休止した場合、休止日分の使用料の返還はしておりません。</p>
3	<p>【要項 9 販売日等 (2)販売時間の項目】</p> <p>11時30分から13時の時間帯は必ず販売時間に含めることとされているが、13時より前に売り切れた場合は撤収してもよいか。</p>	<p>13時まで販売を続けていただくことが前提ですが、販売できるものがなくなった場合は、撤収いただいて結構です。</p> <p>なお、毎回の販売開始前と販売終了時には青葉区総務課までご報告をお願いします。</p>
4	<p>【要項10販売品目等 (1)販売品目等の項目】</p> <p>営業許可施設において、自分で作った弁当を自分で販売する場合でも、「表示」は必要ですか。</p>	<p>食品衛生法に基づく営業許可を取得した施設で自ら製造した弁当等を販売いただく場合も食品表示法に定められた「表示」が必要です。</p>
5	<p>【要項10販売品目等 (1)販売品目等の項目】</p> <p>販売するメニューはひとつでもよいか。</p>	<p>メニューの数について条件はありません。ただし、「提供数は1日20個程度を確保するよう努めること」としてあります。</p>
6	<p>【要項10販売品目等 (1)販売品目等の項目】</p> <p>マグロを炙って提供することは可能か。</p>	<p>中心部までよく加熱して提供ください。</p>
7	<p>【要項14応募の手続き (3)提出書類の項目】</p> <p>応募時に提出する弁当等の写真は一例でよいか。</p>	<p>販売を予定している弁当等の一例で結構です。</p>
8	<p>【その他】</p> <p>購入者は職員と来庁者のどちらが多いか。</p>	<p>調査はしていないため、不明です。</p>
9	<p>【その他】</p> <p>店舗のチラシを配布することは可能か。</p>	<p>区が販売用に貸与する机の上にチラシを置いたり、弁当等の購入者にチラシを直接渡すことは可能です。それ以外の青葉区役所内（敷地を含む）にチラシを置いたり配布することはできません。</p>